

地方公営企業法の適用に係る 検討課題について 【資料編】

平成25年8月

総務省自治財政局公営企業課

参考：簡易水道事業実施一覧

《営業収益上位20団体(全780事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	山梨県 北杜市	1,072,371	62.2%
2	島根県 松江市	616,274	50.8%
3	長崎県 南島原市	515,052	63.0%
4	長崎県 新上五島町	498,015	70.3%
5	秋田県 北秋田市	495,891	73.2%
6	京都府 京丹後市	494,333	67.1%
7	京都府 京丹波町	494,013	65.6%
8	岩手県 奥州市*	493,185	51.8%
9	熊本県 天草市	490,550	42.3%
10	新潟県 十日町市*	467,326	60.4%
11	岐阜県 下呂市	464,153	72.7%
12	秋田県 大仙市	460,557	44.7%
13	山口県 周防大島町	438,198	47.1%
14	岐阜県 中津川市	435,814	83.1%
15	岐阜県 恵那市	432,888	60.3%
16	長崎県 対馬市	432,159	59.8%
17	岡山県 真庭市	426,055	46.9%
18	秋田県 由利本荘市	416,398	55.4%
19	長崎県 壱岐市	413,962	61.0%
20	宮城県 栗原市*	412,445	42.1%

《営業収益下位20団体(全780事業中)》^(H24.3.31時点)

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	北海道 東川町	0	0.0%
2	福島県 南相馬市*	36	15.0%
3	福島県 葛尾村*	283	10.8%
4	山梨県 韮崎市	542	54.6%
5	福島県 須賀川市*	569	38.4%
6	鹿児島県 伊佐市	617	129.0%
7	愛媛県 東温市	726	35.4%
8	福島県 飯舘村*	850	0.8%
9	石川県 羽咋市	921	20.6%
10	佐賀県 吉野ヶ里町	964	40.0%
11	山形県 寒河江市	1,267	66.4%
12	青森県 南部町	1,350	8.5%
13	静岡県 沼津市	1,500	19.6%
14	大阪府 河南町	1,543	17.3%
15	山形県 大江町	1,569	44.0%
16	熊本県 南関町	1,724	49.0%
17	和歌山県 橋本市	1,752	10.9%
18	山口県 光市	1,845	12.8%
19	徳島県 阿波市	1,846	77.8%
20	香川県 三木町	1,911	18.4%

注:経費回収率=営業規模(営業収益-受託工事収益) / 経常費用(営業費用+営業外費用+地方債償還金(法非適の場合))

注:「*」は特定被災地団体

注:東川町は事業認可を受けているが事業を行っていない。

参考：船舶運航事業実施一覧

(H24.3.31時点)

単位：千円

No.	団体名	営業規模	経費回収率 (%)
1	鹿児島県 鹿児島市 (※)	2,236,292	95.5%
2	有明海自動車航送船組合 (※)	942,217	104.3%
3	沖縄県 伊江村 (※)	565,031	119.3%
4	沖縄県 座間味村	493,159	76.3%
5	広島県 江田島市 (※)	391,021	78.9%
6	沖縄県 渡嘉敷村	366,050	98.0%
7	三重県 鳥羽市	349,585	61.5%
8	福岡市 福岡市	345,039	24.8%
9	鹿児島県 十島村	272,980	32.4%
10	沖縄県 伊是名村	243,300	81.6%
11	愛媛県 上島町	231,468	71.7%
12	大分県 姫島村	222,559	70.3%
13	沖縄県 伊平屋村 (※)	203,543	63.9%
14	福岡県 宗像市	164,650	43.7%
15	沖縄県 粟国村	155,700	42.7%
16	愛知県 西尾市 (※)	132,382	105.6%
17	鹿児島県 瀬戸内町	127,510	47.9%
18	鹿児島県 三島村	121,483	24.0%
19	愛媛県 今治市	105,191	58.3%
20	長崎県 平戸市 (※)	90,757	60.3%
21	福岡県 北九州市	71,254	22.4%
22	長崎県 西海市	71,067	67.4%
23	山形県 酒田市	70,872	28.2%

単位：千円

No.	団体名	営業規模	経費回収率 (%)
24	宮城県 塩竈市 (*)	64,941	29.8%
25	香川県 観音寺市	53,916	52.6%
26	福岡県 新宮町	43,863	48.5%
27	鹿児島県 屋久島町	43,831	13.6%
28	高知県 宿毛市	30,037	19.0%
29	長崎県 壱岐市	28,819	21.6%
30	山口県 周防大島町	21,658	29.3%
31	愛媛県 新居浜市	19,336	14.8%
32	大分県 佐伯市	18,863	33.0%
33	山口県 下関市	17,506	11.5%
34	福岡県 糸島市	16,552	30.7%
35	愛媛県 松山市	10,294	28.0%
36	長崎県 小値賀町	9,748	17.3%
37	広島県 大崎上島町	5,499	7.6%
38	広島県 尾道市	5,064	15.5%
39	山口県 上関町	4,872	11.4%
40	山口県 熊南総合事務組合	3,553	9.3%
41	長崎県 対馬市	2,609	6.2%
42	高知県 須崎市	2,343	7.2%
43	長崎県 佐世保市	1,648	3.0%
44	長崎県 五島市	1,256	1.8%
45	愛媛県 愛南町 (☆)	0	0%
46	長崎県 新上五島町 (★)	0	0%

注：料金収入0の団体は、事実上、事業を行っていない、指定管理者制度(利用料金制)を導入し行っている等の理由によるもの。

※：法適用事業 ☆：指定管理の利用料金制 ★：事業廃止済み *：特定被災公共団体又は特定被災区域

参考：電気事業（法非適用）実施一覧

《営業収益順37団体》

単位：千円

No.	団体名	発電種別	営業収益	経費回収率 (%)
1	福岡県 北九州市	ごみ	1,120,900	148.9%
2	静岡県 静岡市	ごみ	526,791	1023.7%
3	大阪府 堺市	ごみ	421,413	119.6%
4	富山県 富山地区広域圏事務組合	ごみ	325,217	66.4%
5	兵庫県 尼崎市	ごみ	309,531	507.7%
6	鳥取県 北栄町	風力	255,535	95.5%
7	北海道 寿都町	風力	251,671	94.5%
8	大阪府 泉北環境整備施設組合	ごみ	239,817	440.7%
9	群馬県 桐生市	ごみ	231,396	976.9%
10	秋田県 秋田市	ごみ	186,994	170.2%
11	長野県 松本西部広域施設組合	ごみ	184,322	132.8%
12	岐阜県 岐阜市	ごみ	163,652	148.6%
13	北海道 十勝環境複合事務組合	ごみ	132,657	57.8%
14	福島県 天栄村(*)	風力	60,249	124.3%
15	神奈川県 横浜市	風力	56,891	18.4%
16	北海道 苫前町	風力	48,388	124.8%
17	静岡県 東伊豆町	風力	48,072	104.7%
18	広島県 北広島町	水力	46,839	108.4%
19	愛媛県 伊方町	風力	42,708	97.5%
20	北海道 せたな町	風力	37,303	78.0%

(H24.3.31時点)

単位：千円

No.	団体名	発電種別	営業収益	経費回収率 (%)
21	三重県 津市	風力	35,230	42.8%
22	山形県 庄内町	風力	34,801	101.0%
23	静岡県 榛原町	風力	34,625	144.8%
24	島根県 出雲市	ごみ・風力	32,406	70.0%
25	静岡県	風力	32,220	100.0%
26	宮崎県 椎葉村	水力	32,213	99.5%
27	石川県 内灘町	風力	29,324	39.6%
28	新潟県 上越市(*)	風力	26,018	38.4%
29	鳥取県 大山町	風力	25,478	69.5%
30	宮崎県 都城市	水力	18,466	48.4%
31	岐阜県 多治見市	ごみ	12,009	221.7%
32	北海道 函館市	風力	11,435	82.2%
33	熊本県 産山村	風力	10,584	294.7%
34	長崎県 平戸市	風力	6,061	31.9%
35	長崎県 対馬市	風力	1,272	5.0%
36	富山県 黒部市	水力	0	0.0%
37	長崎県 佐世保市	風力	0	0.0%

注：料金収入0の団体は、事業廃止、発電施設の建設中等の理由によるもの。

注：兼務職員により事業を実施している等、職員給与費を計上していない事業については、経費回収率が高い傾向がある。

*：特定被災公共団体又は特定被災区域

参考：公共下水道事業実施一覧（事業数）

《営業収益上位20団体(全1,191事業中)》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	東京都(※)	290,145,687	116.9%
2	横浜市(※)	107,724,129	106.7%
3	名古屋市(※)	70,504,964	101.0%
4	大阪市(※)	69,930,898	102.2%
5	京都市(※)	44,933,473	120.6%
6	福岡市(※)	43,132,453	108.1%
7	札幌市(※)	39,132,376	107.0%
8	川崎市(※)	34,929,087	97.4%
9	広島市(※)	33,724,759	102.4%
10	仙台市(※)(*)	22,386,754	99.8%
11	堺市(※)	22,278,789	105.9%
12	北九州市(※)	21,760,144	101.5%
13	神戸市(※)	20,390,474	96.7%
14	新潟市(※)	20,274,378	94.7%
15	さいたま市(※)	17,302,425	83.9%
16	千葉市(※)(*)	16,927,118	113.5%
17	大阪府 東大阪市(※)	15,116,659	125.7%
18	静岡市(※)	14,635,883	103.0%
19	熊本市(※)	11,609,489	103.2%
20	岡山市(※)	11,175,398	93.5%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	福島県 双葉地方広域市町村圏組合(*)	0	0.0%
2	三重県 尾鷲市	0	0.0%
3	岡山県和気赤磐共同工ボソ事務組合	0	0.0%
4	宮城県 南三陸町(*)	50	0.0%
5	福島県 双葉町(*)	90	0.1%
6	福島県 富岡町(*)	406	0.3%
7	青森県 南部町	662	4.9%
8	福島県 浪江町(*)	1,762	0.0%
9	岩手県 大槌町(*)	2,354	0.4%
10	鹿児島県 徳之島町	5,754	40.3%
11	徳島県 北島町	5,976	14.5%
12	奈良県 高取町	8,959	29.6%
13	愛知県 大治町	9,009	30.5%
14	青森県 三戸町	10,028	15.5%
15	愛媛県 砥部町(※)	10,525	23.1%
16	島根県 大田市	10,610	18.0%
17	広島県 世羅町(※)	10,747	14.7%
18	佐賀県 武雄市	10,774	88.3%
19	茨城県 八千代町	10,987	31.4%
20	沖縄県 中城村	11,167	14.1%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 污水处理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：特定公共下水道事業実施一覧（事業数）

《全11団体》

(H24.3.31時点)

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	茨城県(※)(*)	2,444,109	102.5%
2	福井県(※)	644,633	114.0%
3	北海道	413,271	64.9%
4	山形県 米沢市	192,097	100.0%
5	宮城県 岩沼市(※)(*)	142,975	150.0%
6	岩手県 北上市(※)(*)	128,533	84.2%
7	千葉県 市原市	67,502	131.8%
8	茨城県 常総市(*)	40,086	59.8%
9	群馬県 館林市	28,441	119.0%
10	福井県 鯖江市	12,991	100.0%
11	長野県 駒ヶ根市	3,752	120.1%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：特定環境保全公共下水道事業実施一覧（事業数）

《営業収益上位20団体(全753事業中)》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	富山県 富山市(※)	1,744,090	90.9%
2	浜松市(※)	883,338	59.2%
3	長野県 松本市(※)	638,464	172.7%
4	長野県 上田市(※)	565,556	123.0%
5	千葉市(※)(*)	561,053	83.1%
6	兵庫県 丹波市	555,570	79.2%
7	滋賀県 長浜市	544,247	110.4%
8	富山県 南砺市(※)	490,148	42.3%
9	山梨県 北杜市	449,439	69.2%
10	山梨県 甲府市(※)	448,085	99.0%
11	滋賀県 甲賀市	422,727	94.4%
12	栃木県 宇都宮市(※)(*)	415,125	115.9%
13	山形県 山形市(※)	412,252	100.0%
14	富山県 高岡市	407,088	73.2%
15	静岡県 磐田市	399,992	55.2%
16	長野県 長野市(※)	383,023	106.9%
17	兵庫県 小野市(※)	377,581	68.4%
18	新潟県 長岡市	376,248	78.0%
19	新潟県 佐渡市	368,696	70.3%
20	兵庫県 豊岡市(※)	363,086	64.6%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	秋田県 小坂町	0	0.0%
2	福島県 富岡町(*)	0	0.0%
3	兵庫県 福崎町	0	0.0%
4	岡山県 笠岡市	0	0.0%
5	福島県 大熊町(*)	97	16.9%
6	福島県 檜葉町(*)	167	0.5%
7	奈良県 高取町	204	2.1%
8	福島県 広野町(*)	207	0.1%
9	大阪府 千早赤阪村	269	5.7%
10	和歌山県 御坊市	295	1.9%
11	北海道 紋別市(※)	373	69.6%
12	沖縄県 大宜味村	492	12.7%
13	奈良県 吉野町	546	20.5%
14	岩手県 二戸市	949	10.5%
15	北海道 新十津川町	978	100.0%
16	福岡県 久山町	1,018	70.2%
17	埼玉県 上里町	1,403	162.0%
18	山梨県 早川町	1,441	16.9%
19	北海道 奈井江町	1,762	88.9%
20	大阪府 島本町	1,848	8.5%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：流域下水道事業実施一覧（事業数）

《営業収益上位20団体(全46事業中)》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	埼玉県(※)	25,020,060	0.0%
2	大阪府	17,762,203	0.0%
3	千葉県(*)	15,272,160	0.0%
4	東京都(※)	11,245,051	0.0%
5	兵庫県	9,978,550	0.0%
6	愛知県	9,819,043	0.0%
7	福岡県	7,639,978	0.0%
8	茨城県(※)(*)	7,228,004	0.0%
9	神奈川県	7,196,484	0.0%
10	奈良県	6,884,329	0.0%
11	京都府	5,752,386	0.0%
12	静岡県	5,480,057	0.0%
13	三重県	4,614,220	0.0%
14	沖縄県	4,477,247	0.0%
15	長野県(*)	4,168,172	0.0%
16	宮城県(*)	3,865,374	0.0%
17	新潟県(*)	3,859,601	0.0%
18	岩手県(*)	3,754,682	0.0%
19	滋賀県	3,582,825	0.0%
20	群馬県	3,373,996	0.0%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	北海道	0	0.0%
2	徳島県	102,460	0.0%
3	北海道 石狩川流域下水道組合	407,028	0.0%
4	長崎県	429,560	0.0%
5	和歌山県	459,897	0.0%
6	北海道十勝圏景観複合事務組合(普通会社)	557,567	0.0%
7	北海道 函館湾流域下水道事務組合	618,993	0.0%
8	高知県	632,674	0.0%
9	鳥取県	687,176	0.0%
10	山口県	701,298	0.0%
11	福井県	969,804	0.0%
12	石川県	1,052,018	0.0%
13	熊本県	1,227,776	0.0%
14	青森県(*)	1,291,281	0.0%
15	香川県	1,346,415	0.0%
16	秋田県	1,607,325	0.0%
17	島根県	1,687,660	0.0%
18	大阪府 豊中市(※)	2,238,426	0.0%
19	岐阜県	2,268,348	0.0%
20	山形県	2,345,816	0.0%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：農業集落排水施設事業実施一覧（事業数）

《営業収益上位20団体(全918事業中)》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	新潟県 上越市(*)	555,588	64.5%
2	鳥取県 鳥取市	389,782	29.5%
3	長野県 上田市(※)	381,854	80.1%
4	滋賀県 東近江市	375,815	61.6%
5	島根県 出雲市	372,151	73.9%
6	滋賀県 長浜市	354,307	76.0%
7	富山県 富山市	349,371	90.4%
8	兵庫県 丹波市	335,834	99.7%
9	島根県 松江市	335,071	65.7%
10	新潟県 柏崎市(※)	278,077	66.9%
11	埼玉県 深谷市	259,206	67.2%
12	群馬県 前橋市	255,872	65.3%
13	秋田県 由利本荘市	254,518	61.4%
14	茨城県 筑西市(*)	250,962	77.1%
15	山形県 鶴岡市	248,899	64.6%
16	山形県 酒田市	243,713	98.3%
17	愛知県 愛西市	233,324	60.8%
18	新潟県 南魚沼市	226,791	79.5%
19	三重県 伊賀市	224,573	100.0%
20	長野県 佐久市	220,830	86.7%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	福島県 広野町(*)	14	0.4%
2	福島県 大熊町(*)	29	4.9%
3	福島県 富岡町(*)	34	0.1%
4	福島県 浪江町(*)	164	0.0%
5	福島県 川内村(*)	217	0.7%
6	群馬県 みなかみ町	380	17.1%
7	熊本県 錦町	407	7.2%
8	福島県 飯舘村(*)	480	2.0%
9	北海道 二セコ町	499	24.3%
10	北海道 留寿都村	620	48.5%
11	沖縄県 座間味村	623	14.0%
12	山梨県 小菅村	727	16.3%
13	島根県 津和野町	731	44.1%
14	福島県 浅川町(*)	781	50.2%
15	沖縄県 久米島町	821	47.8%
16	岡山県 高梁市	993	17.7%
17	福島県 金山町(*)	1,012	36.0%
18	沖縄県 うるま市	1,292	8.3%
19	山梨県 甲斐市	1,294	25.2%
20	北海道 浜頓別町	1,325	15.4%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：漁業集落排水施設事業実施一覧（事業数）

《営業収益上位20団体(全170事業中)》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	島根県 松江市	93,060	62.0%
2	山口県 萩市	81,840	44.9%
3	福井県 越前町	69,743	42.0%
4	熊本県 天草市	63,435	47.3%
5	三重県 南伊勢町	57,922	67.0%
6	長崎県 長崎市	57,798	62.0%
7	島根県 出雲市	40,799	83.7%
8	鳥取県 岩美町	38,107	82.1%
9	福岡県 宗像市	37,893	48.8%
10	佐賀県 唐津市	36,023	23.3%
11	島根県 隠岐の島町	35,204	47.6%
12	愛知県 南知多町	35,102	93.7%
13	青森県 東通村	34,569	48.1%
14	兵庫県 姫路市	33,877	94.5%
15	福井県 小浜市	33,842	96.0%
16	大分県 佐伯市	33,149	42.0%
17	和歌山県 和歌山市	31,730	64.1%
18	石川県 七尾市	31,560	24.5%
19	愛媛県 今治市	30,513	43.4%
20	新潟県 糸魚川市	26,740	49.3%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	岩手県 釜石市(*)	0	0.0%
2	宮城県 東松島市(*)	39	0.4%
3	宮城県 石巻市(*)	70	0.5%
4	宮崎県 串間市	302	34.0%
5	宮城県 南三陸町(*)	643	2.8%
6	北海道 えりも町	666	8.9%
7	長崎県 五島市	695	37.7%
8	高知県 黒潮町	808	64.5%
9	宮城県 塩竈市(*)	811	27.3%
10	宮城県 女川町(*)	842	2.6%
11	大分県 豊後高田市	843	10.6%
12	岩手県 野田村(*)	988	6.8%
13	沖縄県 八重瀬町	1,099	6.5%
14	香川県 三豊市	1,148	23.1%
15	長崎県 佐世保市	1,315	5.9%
16	山口県 下関市	1,372	16.9%
17	大分県 臼杵市	1,548	39.8%
18	鹿児島県 宇検村	1,557	67.9%
19	北海道 泊村	1,561	4.9%
20	高知県 香南市	1,603	11.7%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：林業集落排水施設事業実施一覧（事業数）

《全26団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	福島県 古殿町(*)	8,054	47.9%
2	富山県 南砺市(※)	5,996	36.6%
3	福島県 磐梯町(*)	3,640	45.1%
4	徳島県 那賀町	1,669	64.7%
5	和歌山県 日高川町	1,612	53.0%
6	福井県 福井市	1,600	14.5%
7	和歌山県 田辺市	1,589	10.9%
8	京都府 京丹波町	1,410	14.2%
9	石川県 穴水町	1,212	29.0%
10	鳥取県 鳥取市	1,190	27.3%
11	福島県 柳津町(*)	1,111	21.5%
12	新潟県 阿賀町	918	49.4%
13	長野県 筑北村	897	34.3%
14	鳥取県 江府町	882	16.8%
15	秋田県 仙北市	874	13.0%
16	熊本県 水上村	846	49.6%
17	福井県 越前市	754	60.7%
18	岡山県 鏡野町	674	14.4%
19	滋賀県 高島市	578	24.4%
20	山口県 萩市	525	31.6%

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
21	福島県 南会津町(*)	504	69.9%
22	長野県 木曾町	473	37.5%
23	鳥取県 三朝町	468	40.7%
24	秋田県 横手市	419	13.7%
25	鳥取県 倉吉市	281	34.7%
26	富山県 富山市	143	11.2%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：簡易排水施設事業実施一覧（事業数）

《全26団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	島根県 安来市	2,433	43.3%
2	秋田県 由利本荘市	2,237	50.2%
3	岐阜県 飛騨市	2,058	27.2%
4	岐阜県 高山市	1,679	32.9%
5	和歌山県 有田川町	1,280	118.6%
6	島根県 邑南町	1,177	85.5%
7	長野県 王滝村	1,045	41.5%
8	長野県 伊那市(※)	1,019	57.1%
9	京都府 福知山市	955	52.4%
10	青森県 十和田市(※)	934	20.7%
11	長野県 長和町	922	63.9%
12	京都府 京丹波町	911	30.5%
13	福島県 柳津町(*)	807	77.3%
14	三重県 津市	763	68.4%
15	福島県 天栄村(*)	676	102.0%
16	山形県 西川町	674	93.6%
17	熊本県 あさぎり町	668	54.5%
18	岐阜県 白川村	550	16.2%
19	山形県 遊佐町	543	53.0%
20	奈良県 山添村	504	79.2%

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
21	福島県 北塩原村(*)	414	32.5%
22	島根県 雲南市	343	16.2%
23	福島県 南会津町(*)	330	134.7%
24	高知県 四万十町	199	32.0%
25	山形県 酒田市	190	55.7%
26	宮城県 加美町(*)	179	33.6%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：小規模集合排水施設事業実施一覧（事業数）

《営業収益上位20団体(全79事業中)》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	岐阜県 東白川村	7,456	62.7%
2	青森県 十和田市(※)	4,897	34.3%
3	鳥取県 伯耆町	3,217	30.6%
4	岐阜県 高山市	3,193	26.9%
5	長野県 根羽村	2,883	45.9%
6	熊本県 菊池市	2,857	85.6%
7	岐阜県 郡上市	2,493	77.8%
8	兵庫県 養父市	2,370	68.8%
9	鳥取県 三朝町	2,321	61.2%
10	岐阜県 七宗町	2,261	14.8%
11	島根県 美郷町	1,959	29.3%
12	長野県 木祖村	1,733	91.5%
13	岡山県 新見市	1,678	16.3%
14	鳥取県 南部町	1,659	68.2%
15	石川県 金沢市	1,621	24.8%
16	秋田県 由利本荘市	1,604	64.1%
17	兵庫県 豊岡市(※)	1,445	20.8%
18	富山県 富山市	1,312	48.5%
19	岡山県 美作市(※)	1,258	15.4%
20	長野県 長野市(※)	1,248	38.3%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	福井県 おおい町	50	27.5%
2	新潟県 新発田市	114	9.8%
3	島根県 松江市	148	66.7%
4	山梨県 丹波山村	155	5.1%
5	福井県 越前町	161	7.2%
6	岡山県 玉野市(※)	200	1.8%
7	佐賀県 唐津市	210	12.6%
8	高知県 土佐町	219	100.0%
9	鳥取県 八頭町	245	7.9%
10	兵庫県 宍粟市	250	8.5%
11	青森県 弘前市(※)	281	23.5%
12	福井県 福井市	313	23.7%
13	新潟県 魚沼市(※)	347	66.5%
14	秋田県 横手市	351	16.5%
15	兵庫県 篠山市	363	15.4%
16	鳥取県 鳥取市	369	7.2%
17	福島県 喜多方市(*)	377	24.0%
18	長野県 王滝村	392	99.7%
19	島根県 江津市	408	49.8%
20	長野県 松本市	430	59.5%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：特定地域生活排水処理施設事業実施一覧（事業数）

《営業収益上位20団体(全264事業中)》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	福岡県 みやま市	136,344	78.0%
2	岩手県 奥州市(*)	117,734	72.9%
3	島根県 雲南市	113,435	56.7%
4	秋田県 湯沢市	111,635	80.0%
5	三重県 松阪市	110,497	95.9%
6	香川県 三豊市	106,330	69.9%
7	福岡県 朝倉市	98,224	69.2%
8	広島県 安芸高田市	93,701	57.3%
9	福岡県 久留米市	91,924	77.1%
10	福岡県 香春町	91,690	95.2%
11	佐賀県 神埼市	73,141	75.9%
12	群馬県 東吾妻町	62,939	100.0%
13	宮城県 栗原市(*)	59,945	68.8%
14	熊本県 美里町	56,934	55.3%
15	京都府 綾部市	56,181	32.4%
16	岩手県 一関市(*)	53,243	80.4%
17	佐賀県 有田町(※)	52,289	55.6%
18	佐賀県 唐津市	50,299	35.6%
19	秋田県 能代市	50,101	79.9%
20	岡山県 新見市	49,987	62.3%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	宮城県 女川町(*)	0	0.0%
2	山梨県 甲府市	179	1.3%
3	北海道 上ノ国町	233	9.7%
4	北海道 島牧村	241	1.6%
5	北海道 福島町	310	30.0%
6	青森県 平内町	330	8.2%
7	大阪府 枚方市(※)	348	12.9%
8	群馬県 伊勢崎市	486	75.8%
9	秋田県 八峰町	517	79.9%
10	青森県 平川市(※)	548	43.5%
11	愛媛県 西予市	580	80.0%
12	長崎県 小値賀町	602	38.8%
13	富山県 南砺市(※)	627	30.8%
14	愛媛県 今治市	745	15.1%
15	福島県 小野町(*)	754	8.4%
16	鳥取県 鳥取市	912	20.0%
17	北海道 利尻町	934	22.3%
18	福島県 磐梯町(*)	984	21.8%
19	石川県 宝達志水町(※)	1,025	50.1%
20	長野県 飯山市	1,043	102.3%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：個別排水処理施設事業実施一覧（事業数）

《営業収益上位20団体(全141事業中)》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	兵庫県 佐用町	62,875	52.8%
2	北海道 芽室町	37,037	78.3%
3	北海道 音更町	25,926	71.4%
4	岐阜県 揖斐川町	25,537	110.9%
5	北海道 深川市	25,212	68.1%
6	北海道 幕別町	23,883	49.9%
7	北海道 網走市	22,746	105.5%
8	北海道 美唄市	21,240	81.1%
9	北海道 帯広市	19,026	88.8%
10	北海道 士別市	18,456	72.6%
11	北海道 名寄市	16,796	59.1%
12	北海道 美幌町	16,557	85.6%
13	兵庫県 たつの市	14,795	52.0%
14	北海道 湧別町	13,363	42.8%
15	北海道 訓子府町	12,918	97.1%
16	北海道 鹿追町	10,595	31.7%
17	北海道 更別村	10,551	83.4%
18	北海道 幌加内町	10,296	71.8%
19	北海道 大空町	10,038	86.3%
20	北海道 浦幌町	9,799	52.1%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)
単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率(%)
1	佐賀県 嬉野市	25	24.5%
2	鳥取県 北栄町	51	77.3%
3	福島県 西会津町(*)	57	45.6%
4	秋田県 上小阿仁村	81	39.3%
5	愛媛県 愛南町	135	28.4%
6	佐賀県 江北町	136	64.2%
7	新潟市(※)	146	0.3%
8	北海道 黒松内町	156	57.1%
9	福井県 おおい町	156	30.9%
10	佐賀県 佐賀市	160	49.7%
11	富山県 砺波市	164	100.0%
12	鳥取県 八頭町	186	16.9%
13	北海道 西興部村	191	39.1%
14	熊本県 菊池市	195	76.5%
15	山形県 鮭川村	284	40.7%
16	石川県 能登町	315	73.9%
17	島根県 松江市	319	57.3%
18	岐阜県 白川村	329	39.5%
19	兵庫県 相生市	384	44.5%
20	長野県 長和町	385	59.4%

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益(雨水分の繰入金含む)

経費回収率 = 料金収入 ÷ 汚水処理費(維持管理費 + 資本費【法適用: 企業債利子 + 減価償却費、法非適: 企業債利子 + 企業債元金償還金】)

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災公共団体

参考：港湾整備事業実施一覧（事業数）

(H24.3.31時点)

《営業収益上位20事業(全99事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	兵庫県 神戸市(※)	5,151,455	50.9%
2	大阪府 大阪市(※)	4,473,357	59.2%
3	東京都(※)	3,859,187	114.3%
4	大阪府	3,675,589	112.3%
5	静岡県	3,117,138	79.8% ☆
6	広島県	3,096,917	22.9% ☆
7	福岡県 北九州市	2,805,809	83.6%
8	福岡県 福岡市	2,687,040	38.4% ☆
9	愛知県 名古屋港管理組合(※)	2,593,527	89.0%
10	三重県 四日市港管理組合	2,150,781	93.7%
11	兵庫県	2,086,015	74.0%
12	新潟県(*)	1,546,509	54.8% ☆
13	神奈川県 横浜市	1,505,543	111.0%
14	山口県	1,454,911	52.1%
15	鹿児島県	1,439,392	27.7%
16	大分県	1,114,775	78.7% ☆
17	沖縄県 那覇港管理組合	980,379	69.2% ☆
18	北海道 苫小牧港管理組合	959,694	48.1%
19	愛知県	920,521	63.4% ☆
20	岡山県	918,650	40.5% ☆

《営業収益下位20事業(全99事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	京都府 舞鶴市	0	0.0%
2	長崎県 平戸市	347	44.8% ☆
3	北海道 森町	510	455.4%
4	北海道 枝幸町	788	6.3% ☆
5	岩手県(*)	1,273	0.1%
6	長崎県 五島市	1,881	7.8%
7	鹿児島県 瀬戸内町	1,949	76.7%
8	熊本県 上天草市	2,065	13.0%
9	北海道 江差町	2,289	251.0%
10	沖縄県 伊平屋村	4,222	25.0%
11	北海道 羽幌町	4,237	77.9%
12	北海道 利尻富士町	4,256	91.7%
13	愛媛県 伊方町	4,431	305.4%
14	北海道 礼文町	4,685	36.4%
15	鹿児島県 長島町	4,707	117.7%
16	北海道 奥尻町	5,250	17.9%
17	愛媛県 西条市	5,375	435.9%
18	熊本県 天草市	6,108	28.6%
19	愛媛県 大洲市	7,851	54.6%
20	沖縄県 伊是名村	9,312	39.4%

注: 想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用 (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：市場事業実施一覧（事業数）

(H24.3.31時点)

《営業収益上位20事業(全170事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	東京都(※)	13,646,272	70.4%
2	大阪府 大阪市(※)	6,212,591	45.6%
3	愛知県 名古屋市	4,158,610	72.8%
4	神奈川県 横浜市	2,217,019	76.2%
5	福岡県 福岡市	2,198,076	37.5%
6	京都府 京都市	2,181,106	117.8%
7	大阪府(※)	1,587,222	86.0%
8	兵庫県 神戸市	1,464,388	37.0%
9	北海道 札幌市(※)	1,447,891	41.5%
10	広島県 広島市	1,433,781	66.3%
11	神奈川県 川崎市	898,097	67.2%
12	大阪府 大阪市	801,979	42.4%
13	宮城県 仙台市(*)	738,085	32.2%
14	岡山県 岡山市(※)	704,510	84.9%
15	岩手県 盛岡市	646,891	41.4%
16	福岡県 北九州市	597,921	94.3%
17	奈良県	583,834	93.0%
18	新潟県 新潟市	574,462	43.6%
19	石川県 金沢市(※)	561,974	51.1%
20	茨城県 水戸市(*)	542,205	106.8%

《営業収益下位20事業(全170事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	北海道 夕張市	0	0.0% ☆
2	福島県 富岡町(*)	0	0.0%
3	神奈川県 藤沢市	0	0.0% ☆
4	三重県	0	0.0% ☆
5	高知県 四万十市	0	0.0% ☆
6	鹿児島県 南さつま市	0	0.0%
7	茨城県 土浦市(*)	24	0.0% ☆
8	兵庫県 香美町	280	17.6%
9	秋田県	290	0.0%
10	宮崎県 都城市	342	1.5% ☆
11	鹿児島県 大口地方卸売市場管理組合	495	75.8%
12	北海道 江差町	619	142.6%
13	栃木県 日光市	820	5.2%
14	鹿児島県 西之表市	1,206	462.1%
15	鹿児島県 さつま町	1,367	100.0%
16	山口県 山陽小野田市	1,453	16.2%
17	鹿児島県 垂水市	2,081	49.2%
18	岩手県 洋野町(*)	2,150	42.1%
19	茨城県 大洗町(*)	2,311	59.7%
20	福島県 白河市(*)	2,436	10.2%

注: 想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用 (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：と畜場事業実施一覧（事業数）

(H24.3.31時点)

《営業収益上位20事業(全70事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	東京都 東京都	1,279,334	23.4%
2	青森県 三沢市(*)	637,859	112.3%
3	青森県 十和田地区食肉処理事務組合(※)	522,023	97.0%
4	神奈川県 横浜市	297,804	12.1%
5	山形県 庄内広域行政組合(事業会計分)	281,757	46.6%
6	新潟県 長岡市	244,061	77.3%
7	高知県 四万十市	229,600	84.1%
8	千葉県 横芝光町(*)	220,133	115.9%
9	長崎県 雲仙市	197,990	99.0%
10	長崎県 佐世保市	192,883	53.2%
11	愛知県 名古屋市	187,996	22.1%
12	北海道 岩見沢市	169,284	100.3%
13	新潟県 新潟市	145,741	32.0%
14	兵庫県 神戸市	140,269	13.3%
15	静岡県 浜松市	132,745	67.3%
16	宮崎県 小林市	131,989	85.5%
17	兵庫県 西宮市	130,635	46.6%
18	岐阜県 岐阜市	129,867	51.6%
19	埼玉県 さいたま市	128,043	52.9%
20	石川県 金沢市	128,018	29.1%

《営業収益下位20事業(全70事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	北海道 名寄市	0	0.0% ☆
2	北海道 池田町	0	0.0% ☆
3	大阪府 羽曳野市	0	0.0% ☆
4	兵庫県 朝来市	0	0.0% ☆
5	山口県 柳井市	0	0.0%
6	山口県 周南地区食肉センター組合	0	0.0%
7	徳島県 徳島市	0	0.0% ☆
8	長崎県 五島市	0	0.0% ☆
9	宮崎県 都城市	0	0.0% ☆
10	鹿児島県 屋久島町	0	0.0%
11	大阪府 貝塚市	1	0.0%
12	鹿児島県 与論町	26	43.3%
13	宮崎県 延岡市	61	100.0% ☆
14	東京都 新島村	65	8.4%
15	鹿児島県 沖永良部衛生管理組合	69	9.3%
16	岡山県 井原市	296	24.0%
17	鹿児島県 中種子町	415	10.9%
18	鹿児島県 喜界町	606	24.9%
19	山口県 宇部市	709	4.9%
20	鹿児島県 瀬戸内町	824	39.2%

注: 想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用 (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：観光施設事業（休養宿泊）実施一覧（事業数）

(H24.3.31時点)

《営業収益上位20事業(全132事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	兵庫県 たつの市(※)	864,415	73.9%
2	山梨県 甲州市(※)	848,528	102.9%
3	岡山県 総社市	650,578	92.0%
4	長野県 松川町	513,115	107.6%
5	秋田県 横手市	505,176	76.2%
6	兵庫県 南あわじ市(※)	371,363	94.0%
7	鳥取県 湯梨浜町(※)	340,253	82.4%
8	大分県 竹田市	310,159	85.3%
9	山口県 下関市	305,511	78.1%
10	高知県 高知市	297,554	64.5%
11	長野県 松本市(※)	297,413	93.1%
12	鳥取県 三朝町(※)	285,233	74.4%
13	北海道 蘭越町	281,341	97.6%
14	岩手県 奥州市(※)(*)	258,725	112.0%
15	静岡県 松崎町(※)	240,446	33.5%
16	広島県 廿日市市(※)	236,582	94.9%
17	鹿児島県 日置市	204,044	100.7%
18	埼玉県 小鹿野町(※)	201,473	79.2%
19	長野県 筑北村	196,419	82.6%
20	北海道 利尻町	193,569	86.8%

《営業収益下位20事業(全132事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	北海道 釧路市	0	-
2	北海道 芦別市	0	0.0% ☆
3	北海道 歌志内市	0	0.0% ☆
4	北海道 新ひだか町	0	0.0%
5	青森県 大鰐町	0	0.0%
6	岩手県 盛岡市	0	0.0% ☆
7	岩手県 野田村(*)	0	0.0% ☆
8	宮城県 亶理町(*)	0	0.0%
9	福島県 須賀川市(*)	0	0.0%
10	福島県 只見町	0	0.0%
11	福島県 南会津町	0	0.0% ☆
12	群馬県 渋川市	0	0.0% ☆
13	群馬県 南牧村	0	0.0% ☆
14	群馬県 片品村(※)	0	0.0% ☆
15	千葉県 白子町(*)	0	0.0% ☆
16	富山県 富山市	0	0.0% ☆
17	石川県 能登町	0	0.0% ☆
18	長野県 飯田市	0	- ☆
19	長野県 大町市	0	- ☆
20	長野県 安曇野市	0	- ☆

注: 想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用 (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：観光施設事業（索道）実施一覧（事業数）

(H24.3.31時点)

《営業収益上位20事業(全59事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	長野県 野沢温泉村(※)(*)	383,810	54.7% ☆
2	長野県 立科町(※)	318,918	72.5%
3	愛媛県 松山市	225,716	158.1%
4	富山県 富山市	121,581	83.7%
5	長野県 王滝村(※)	121,456	28.5%
6	長崎県 長崎市	104,204	77.5%
7	広島県 尾道市	88,685	157.0%
8	北海道 登別市	76,968	75.7%
9	新潟県 魚沼市	76,881	34.8% ☆
10	長野県 佐久穂町	75,176	68.7%
11	山口県 岩国市	69,381	77.9%
12	北海道 比布町	63,972	113.2%
13	大阪府 千早赤阪村	63,604	113.4%
14	岩手県 一戸町	63,249	151.2%
15	鳥取県 江府町	61,780	93.7%
16	青森県 大鰐町	56,653	92.4%
17	岐阜県 高山市	51,114	58.6% ☆
18	兵庫県 養父市(※)	50,053	31.9%
19	秋田県 由利本荘市	43,822	28.6%
20	青森県 弘前市	33,792	35.3%

《営業収益下位20事業(全59事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
21	北海道 釧路市	0	0.0% ☆
22	北海道 歌志内市	0	0.0% ☆
23	青森県 平内町	0	0.0% ☆
24	宮城県 気仙沼市(*)	0	0.0%
25	福島県 只見町	0	0.0%
26	福島県 南会津町	0	0.0% ☆
27	福島県 柳津町	0	0.0% ☆
28	新潟県 胎内市	0	0.0% ☆
29	長野県 長野市	0	0.0% ☆
30	長野県 松本市	0	0.0% ☆
31	長野県 長和町	0	- ☆
32	長野県 木曾町	0	- ☆
33	長野県 木島平村	0	0.0% ☆
34	鳥取県 若桜町(※)	0	0.0% ☆
35	鳥取県 大山町	0	0.0%
36	鳥取県 伯耆町	0	0.0% ☆
37	岡山県 鏡野町	0	- ☆
38	秋田県 大仙市	243	0.4%
39	徳島県 徳島市(※)	275	0.3% ☆
40	岐阜県 白川村	2,783	15.7%

注: 想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用 (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：観光施設事業（その他観光）実施一覧（事業数）

《温泉施設のみ実施64事業(全165事業中)》

(H24.3.31時点)

【営業収益上位20団体】

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	長野県 諏訪市(※)	433,793	95.4%
2	静岡県 熱海市(※)	425,147	92.5%
3	長野県 下諏訪町	317,176	296.9%
4	北海道 函館市(※)	241,423	78.2%
5	岐阜県 池田町	216,880	99.2%
6	神奈川県 湯河原町(※)	204,929	84.9%
7	愛媛県 東温市	163,153	84.1%
8	神奈川県 箱根町	127,929	168.8%
9	静岡県 河津町(※)	109,628	113.4%
10	和歌山県 有田川町	102,812	96.1%
11	静岡県 西伊豆町(※)	97,958	106.0%
12	岡山県 真庭市	97,801	106.5%
13	北海道 積丹町	85,255	47.5%
14	静岡県 伊豆市(※)	73,979	106.6%
15	鹿児島県 霧島市	69,420	153.1%
16	長野県 大町市(※)	64,029	152.9%
17	静岡県 伊豆市	63,630	91.7%
18	静岡県 松崎町(※)	62,199	111.8%
19	山梨県 笛吹市(※)	61,136	108.3%
20	山梨県 山梨市	56,290	64.6%

【営業収益下位20団体】

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	石川県 能登町	0	0.0% ☆
2	岐阜県 揖斐川町	0	0.0% ☆
3	山梨県 山中湖村	3	0.0% ☆
4	山梨県 市川三郷町	268	0.5% ☆
5	長崎県 川棚町	373	1.9% ☆
6	千葉県 富津市(※)	1,181	58.4%
7	山梨県 南アルプス市	1,643	93.9%
8	山形県 最上町	1,875	37.2%
9	静岡県 御殿場市	2,856	10.5% ☆
10	宮城県 川崎町(※)	3,123	24.6%
11	鹿児島県 日置市	3,358	88.1%
12	鳥取県 大山町	3,541	82.8%
13	静岡県 川根本町	3,836	33.0%
14	新潟県 関川村	5,148	95.7%
15	山梨県 身延町	5,972	264.1%
16	鳥取県 湯梨浜町	6,653	118.8%
17	兵庫県 新温泉町	7,507	145.0%
18	長崎県 雲仙市	7,675	110.2%
19	熊本県 玉名市	8,149	90.5% ☆
20	石川県 能美市	8,559	173.8%

注: 想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用 (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：宅地造成事業実施一覧（事業数）

(H24.3.31時点)

《営業収益上位20事業(全459事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	東京都(※)	135,101,429	203.2%
2	兵庫県 神戸市(※)	26,854,646	39.9%
3	兵庫県 神戸市(※)	12,084,081	32.4%
4	東京都(※)	10,572,587	62.9%
5	熊本県 熊本市	7,955,149	266.3%
6	千葉県(※)(*)	7,682,821	25.2%
7	大阪府 大阪市(※)	7,601,423	27.4%
8	千葉県(※)(*)	7,425,700	59.0%
9	福岡県 福岡市	7,231,029	185.5%
10	兵庫県(※)	6,158,717	36.3%
11	茨城県(*)	5,574,451	89.1%
12	静岡県(※)	4,904,343	103.9%
13	神奈川県 横浜市(※)	4,508,259	8.0%
14	東京都	3,641,215	7.9%
15	愛媛県 四国中央市	3,173,491	128.3%
16	大阪府(※)	3,098,737	11.4%
17	大阪府 大阪市	2,844,475	24.8%
18	茨城県(※)(*)	2,596,278	65.9%
19	福岡県 北九州市	2,550,880	211.0%
20	群馬県 高崎工業団地造成組合	2,449,620	250.2%

《営業収益下位20事業(全459事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	北海道 小樽市	0	0.0%
2	北海道 北見市	0	0.0%
3	北海道 留萌市	0	0.0%
4	北海道 苫小牧市(※)	0	0.0%
5	北海道 根室市(※)	0	0.0%
6	北海道 浦河町	0	-
7	北海道 芽室町	0	0.0%
8	青森県 八戸市(*)	0	-
9	岩手県 一関市(*)	0	0.0%
10	岩手県 二戸市	0	0.0%
11	岩手県 岩泉町(*)	0	0.0%
12	岩手県 一戸町	0	0.0%
13	宮城県 亘理町(*)	0	0.0%
14	秋田県	0	0.0%
15	秋田県 大館市	0	0.0%
16	山形県 山市	0	0.0%
17	山形県 西川町	0	-
18	福島県(*)	0	-
19	福島県 相馬市(*)	0	-
20	福島県 二本松市(※)(*)	0	-

注: 想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用 (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：介護サービス事業実施一覧

《営業収益上位20団体》

単位：千円

NO.	団体名	事業区分	営業収益	経費回収率 (%)
1	長野県 松塩筑木曾老人福祉施設組合	指定介護老人福祉施設	3,315,240	99.6%
2	愛媛県 宇和島地区広域事務組合	指定介護老人福祉施設	2,234,323	109.3%
3	長野県 長野広域連合	指定介護老人福祉施設	1,960,708	94.6%
4	東京都 東京都	指定介護老人福祉施設	1,352,957	53.2%
5	東京都 目黒区	指定介護老人福祉施設	1,310,320	59.1%
6	愛知県 名古屋市	指定介護老人福祉施設	1,193,985	73.4%
7	東京都 渋谷区	指定介護老人福祉施設	1,080,845	55.4%
8	長野県 佐久広域連合	指定介護老人福祉施設	866,007	98.5%
9	愛媛県 大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	指定介護老人福祉施設	789,413	97.9%
10	東京都 府中市	指定介護老人福祉施設	784,447	80.9%
11	和歌山県 御坊日高老人福祉施設事務組合	指定介護老人福祉施設	770,589	106.6%
12	北海道 滝川市	指定介護老人福祉施設	764,415	112.8%
13	秋田県 大仙市	介護老人保健施設	759,122	91.1%
14	高知県 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	指定介護老人福祉施設	720,291	98.3%
15	愛媛県 宇和島市 (※)	介護老人保健施設	654,259	96.1%
16	北海道 新ひだか町	指定介護老人福祉施設	650,804	76.6%
17	秋田県 大仙美郷介護福祉組合	指定介護老人福祉施設	622,083	84.4%
18	愛媛県 松山広域福祉施設事務組合	指定介護老人福祉施設	619,128	109.8%
19	千葉県 市川市	介護老人保健施設	616,162	59.5%
20	長野県 松本市	介護老人保健施設	586,293	89.4%

《営業収益下位20団体》

(H24.3.31時点)

単位：千円

NO.	団体名	事業区分	営業収益	経費回収率 (%)
1	東京都 青ヶ島村	老人デイサービスセンター	3	0.0%
2	東京都 大田区	老人デイサービスセンター	9	0.0%
3	東京都 大田区	指定介護老人福祉施設	22	0.0%
4	鳥取県 鳥取市	介護老人保健施設	24	0.0%
5	東京都 北区	指定介護老人福祉施設	43	0.0%
6	高知県 土佐市	老人デイサービスセンター	49	0.0%
7	栃木県 佐野市	介護老人保健施設	55	0.1%
8	大分県 日田市	指定訪問看護ステーション	69	100.0%
9	高知県 土佐市	老人短期入所施設	86	0.0%
10	新潟県 新潟市	老人短期入所施設	142	38.0%
11	千葉県 柏市	介護老人保健施設	190	0.2%
12	岐阜県 白川村	老人デイサービスセンター	449	93.9%
13	長野県 南箕輪村	老人短期入所施設	600	100.0%
14	高知県 土佐市	指定介護老人福祉施設	623	841.9%
15	和歌山県 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合	老人短期入所施設	655	100.0%
16	香川県 土庄町	指定訪問看護ステーション	739	9.4%
17	東京都 小平市	老人デイサービスセンター	757	100.0%
18	北海道 上砂川町	老人短期入所施設	802	98.3%
19	岩手県 二戸市	指定訪問看護ステーション	1,255	9653.8%
20	北海道 白老町	老人短期入所施設	1,276	49.8%

注：指定管理者制度(利用料金制)の導入等により料金収入が0である232団体を除く。

※：法適用事業

参考：有料道路事業実施一覧（事業数）

（H24.3.31時点）

《全事業（2事業）》

単位：千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	大阪府 大阪市	278,768	74.9%
2	熊本県 阿蘇市	98,221	189.0%

注：想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用（営業費用 + 営業外費用 + 地方償還金）

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：駐車場整備事業実施一覧（事業数）

(H24.3.31時点)

《営業収益上位20事業(全230事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	兵庫県 神戸市	908,558	77.5%
2	神奈川県 相模原市	775,557	52.1%
3	愛知県 名古屋市	753,000	218.6%
4	山形県 山形市	543,486	105.9%
5	京都府 京都市	539,487	24.8%
6	広島県 広島市	525,702	108.5% ☆
7	東京都 八王子市	439,265	33.1%
8	香川県 高松市	432,744	66.4%
9	神奈川県 横浜市	418,137	36.6%
10	富山県 富山市	403,003	155.7%
11	東京都 中央区	383,347	180.9%
12	東京都 台東区	372,320	174.5%
13	富山県 高岡市	355,914	66.8%
14	長崎県 長崎市	350,610	50.8%
15	広島県 福山市	345,529	106.2%
16	大阪府 高槻市	344,642	118.3%
17	長野県 松本市	344,562	70.0%
18	高知県 高知市	342,919	147.7%
19	北海道 札幌市	340,909	112.0%
20	静岡県 浜松市	336,417	22.8%

《営業収益下位20事業(全230事業中)》

単位:千円

No.	団体名	営業収益	経費回収率
1	北海道 小樽市	0	0.0% ☆
2	宮城県 塩竈市(*)	0	0.0%
3	福島県 いわき市(*)	0	-
4	埼玉県 志木市	0	0.0% ☆
5	千葉県 千葉市(*)	0	0.0% ☆
6	東京都 立川市	0	0.0% ☆
7	東京都 福生市	0	- ☆
8	東京都 清瀬市	0	0.0% ☆
9	岐阜県 高山市	0	0.0% ☆
10	大阪府 箕面市	0	- ☆
11	兵庫県 赤穂市	0	0.0% ☆
12	兵庫県 西脇市	0	0.0% ☆
13	山口県 周南市	0	0.0% ☆
14	福岡県 久留米市	0	0.0% ☆
15	岩手県 釜石市(*)	1	0.1%
16	宮城県 気仙沼市(*)	63	0.0%
17	北海道 留萌市	689	109.7%
18	北海道 網走市	845	100.0%
19	北海道 深川市	1,082	45.8%
20	三重県 志摩市	1,173	156.2%

注: 想定企業会計、建設中の事業はリストから除外している。

営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用 (営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金)

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制

参考：その他事業実施一覧（事業数）

《全事業（37事業）》

単位：千円

No.	団体名	事業名	営業収益	経費回収率
1	大阪府（※）	まちづくり促進事業	1,771,141	5.1%
2	神奈川県（※）	相模川総合開発共同事業会計	1,431,471	100.0%
3	北海道 苫小牧市（※）	苫小牧市営住宅事業	1,173,182	60.8%
4	神奈川県（※）	酒匂川総合開発事業会計	982,367	100.0%
5	北海道 池田町（※）	池田町ブドウ・ブドウ酒事業会計	727,331	99.5%
6	神奈川県（※）	公営企業資金等運用事業会計	594,138	90.0%
7	岐阜県 恵那市（※）	恵那市国民健康保険診療所	503,528	80.3%
8	北海道 富良野市（※）	富良野市ぶどう果樹研究所	397,393	105.2%
9	兵庫県 姫路市（※）	コミュニティ・プラント事業	268,472	15.0%
10	北海道 利尻町（※）	砕石事業	194,967	90.2%
11	鹿児島県 種子島産婦人科医院組合（※）	種子島産婦人科医院	188,942	78.2%
12	群馬県（※）	賃貸施設	187,858	71.7%
13	長野県 両小野国保病院組合（※）	両小野国保診療所	184,456	68.6%
14	長野県 茅野市（※）	リバーサイドクリニック	149,404	89.1%
15	福井県 こしの国広域事務組合（※）	こしの国ケーブルテレビ	134,443	45.9%
16	兵庫県 加西市（※）	コミプラ	130,172	11.9%
17	山梨県（※）	温泉事業	129,822	108.3%
18	長崎県 松浦市（※）	松浦市診療所事業	127,855	50.1%
19	北海道 小樽市（※）	小樽市産業廃棄物最終処分場	123,655	107.3%
20	北海道 増毛町（※）	増毛町砕石事業	123,166	90.0%

(H24.3.31時点)

単位：千円

No.	団体名	事業名	営業収益	経費回収率
21	山形県（※）	公営企業資産運用事業	99,921	66.5% ☆
22	北海道 釧路市（※）	釧路市設魚揚場	82,517	17.8%
23	兵庫県（※）	企業資産運用事業	81,375	220.2%
24	宮城県（※）(*)	地域整備事業	79,809	33.7%
25	群馬県 中之条町（※）	自動車教習所	79,759	81.4%
26	長野県 上田市（※）	有線放送電話	52,358	122.7%
27	三重県 伊勢市（※）	おばたグループホーム	40,557	100.0%
28	宮城県 仙台市（※）(*)	地域下水道	37,149	59.1%
29	兵庫県 豊岡市（※）	コミュニティ・プラント事業	36,011	16.6%
30	茨城県（※）(*)	ヘリコプター格納庫事業	27,239	53.6%
31	兵庫県 加東市（※）	コミュニティプラント事業	26,421	13.0%
32	兵庫県 神河町（※）	コミュニティプラント	23,120	18.6%
33	兵庫県 市川町（※）	コミュニティ・プラント	22,480	9.6%
34	兵庫県 南あわじ市（※）	コミュニティプラント事業	11,354	4.2%
35	愛知県 豊田市（※）	地域下水道事業	9,291	13.3%
36	北海道 新冠町（※）	国保診療所	0	0.0% ◎
37	兵庫県（※）	水源開発事業	0	0.0% △

注：営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 ÷ 経常費用（営業費用 + 営業外費用 + 地方債償還金）

経常費用が0の事業は「-」としている。

「※」印は法適用事業 「*」印は特定被災地方公共団体 「☆」印は指定管理の利用料金制 「◎」印は想定企業会計 「△」印は建設中の事業

営業収益(法適)

	簡易水道事業	船舶運航事業	電気事業	下水(公共)	下水(特公)	下水(流域)	下水(特環)	下水(農集)	下水(漁集)	下水(林集)	下水(簡排)	下水(小排)	下水(特排)	下水(個別)	港湾	宅造(臨海)	宅造(その他)	市場	と畜場	観光(休養宿泊)	観光(索道)	観光(その他)	有料道路	駐車場	介護サービス	合計
0円	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0	0	7	1	3	0	0	0	20
~100万円	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7	3	3	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	19
~1,000万円	1	0	0	0	0	0	14	11	6	1	1	4	9	10	0	1	5	0	0	0	0	1	0	0	1	65
~1億円	12	1	0	17	0	0	47	38	3	0	0	0	7	0	1	1	6	1	0	3	2	8	0	4	22	173
~5億円	9	3	0	41	2	0	44	21	0	0	0	0	0	0	2	8	2	4	0	10	3	8	0	5	33	195
~10億円	0	2	0	26	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	5	1	2	0	2	0	0	2	51
~50億円	0	1	0	78	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	2	5	2	0	0	0	0	0	0	0	94
50億円超	0	0	0	46	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	2	0	0	0	0	0	0	0	60
合計	22	7	0	208	4	4	113	70	9	1	2	11	19	13	8	21	29	14	1	24	7	23	0	9	58	677

注:営業収益=料金収入+その他営業収益

営業収益(非適)

	簡易水道事業	水船運業	電気事業	下水(公共)	下水(特公)	下水(流域)	下水(特環)	下水(農集)	下水(漁集)	下水(林集)	下水(簡排)	下水(小排)	下水(特排)	下水(個別)	港湾	宅造(臨海)	宅造(その他)	市場	と畜場	観光(休養宿泊)	観光(索道)	観光(その他)	有料道路	駐車場	介護サービス	合計
0円	1	2	1	3	0	1	4	0	1	0	0	0	1	0	1	16	102	9	10	52	18	18	0	16	232	488
~100万円	10	0	0	4	0	0	10	16	11	15	17	45	14	42	3	1	19	7	10	2	1	6	0	4	18	255
~1,000万円	95	9	2	6	1	0	74	214	87	10	7	23	101	67	16	6	45	29	6	11	9	27	0	24	37	906
~1億円	443	15	20	246	4	0	420	512	61	0	0	0	123	19	22	16	110	55	19	27	21	62	1	113	343	2652
~5億円	204	13	11	392	2	4	103	94	0	0	0	0	6	0	25	9	42	40	22	13	3	27	1	58	225	1294
~10億円	2	0	1	135	0	6	2	1	0	0	0	0	0	0	12	5	16	10	1	3	0	2	0	6	20	222
~50億円	1	0	1	161	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	15	6	1	0	0	0	0	0	7	230
50億円超	0	0	0	19	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	31
合計	756	39	36	966	7	42	613	837	160	25	24	68	245	128	91	59	350	156	69	108	52	142	2	221	882	6078

注:営業収益=料金収入+その他営業収益

営業収益(合計)

	簡易水道事業	船舶運航事業	電気事業	下水(公共)	下水(特公)	下水(流域)	下水(特環)	下水(農集)	下水(漁集)	下水(林集)	下水(簡排)	下水(小排)	下水(特排)	下水(個別)	港湾	宅造(臨海)	宅造(その他)	市場	と畜場	観光(休養宿泊)	観光(索道)	観光(その他)	有料道路	駐車場	介護サービス	合計
0円	1	2	1	3	0	1	6	0	1	0	0	0	1	0	1	21	104	9	10	59	19	21	0	16	232	508
~100万円	10	0	0	4	0	0	11	16	11	15	18	52	17	45	3	1	19	7	10	4	2	7	0	4	18	274
~1,000万円	96	9	2	6	1	0	88	225	93	11	8	27	110	77	16	7	50	29	6	11	9	28	0	24	38	971
~1億円	455	16	20	263	4	0	467	550	64	0	0	0	130	19	23	17	116	56	19	30	23	70	1	117	365	2825
~5億円	213	16	11	433	4	4	147	115	0	0	0	0	6	0	27	17	44	44	22	23	6	35	1	63	258	1489
~10億円	2	2	1	161	1	6	6	1	0	0	0	0	0	0	13	5	21	15	2	5	0	4	0	6	22	273
~50億円	1	1	1	239	1	23	1	0	0	0	0	0	0	0	15	6	20	8	1	0	0	0	0	0	7	324
50億円超	0	0	0	65	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	5	2	0	0	0	0	0	0	0	91
合計	778	46	36	1174	11	46	726	907	169	26	26	79	264	141	99	80	379	170	70	132	59	165	2	230	940	6755

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率(法適)

経費回収率	簡易水道	船舶運航	電気	下水(公共)	下水(特公)	下水(特環)	下水(農集)	下水(漁集)	下水(林集)	下水(簡排)	下水(小排)	下水(特排)	下水(個別)	港湾	宅造(臨海)	宅造(その他)	市場	と畜場	観光(休養宿泊)	観光(索道)	観光(その他)	有料道路	駐車場整備	介護サービス	合計	
0%	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	2	0	0	7	1	3	0	0	0	21
~10%	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	1	0	1	0	1	5	0	0	2	1	1	0	0	0	16	
~20%	1	0	0	1	0	4	5	2	0	0	4	4	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
~30%	3	0	0	3	0	7	11	0	0	1	2	1	1	0	1	2	0	0	0	2	1	0	0	1	36	
~40%	0	0	0	2	0	13	8	1	1	0	2	2	4	0	2	2	0	0	2	1	0	0	0	1	41	
~50%	2	0	0	7	0	6	8	0	0	0	0	5	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	32	
~60%	1	0	0	10	0	14	5	0	0	1	0	5	2	1	3	3	2	0	0	1	2	0	0	1	51	
~70%	2	2	0	10	0	8	6	1	0	0	1	0	1	2	1	2	2	0	0	0	1	0	0	4	43	
~80%	1	1	0	19	0	16	3	2	0	0	0	1	2	0	1	0	4	0	4	1	1	0	0	7	63	
~90%	2	0	0	20	1	10	9	2	0	0	0	0	1	2	0	2	4	0	2	0	2	0	0	13	70	
~100%	5	1	0	36	0	12	8	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	4	0	3	0	2	16	91	
100%超	5	3	0	100	3	19	6	0	0	0	1	1	0	2	3	8	0	0	3	0	9	0	7	15	185	
合計	22	7	0	208	4	113	70	9	1	2	11	19	13	8	21	29	14	1	24	7	23	0	9	58	673	

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 / 経常費用 (下水道事業では使用料単価 / 汚水処理原価を使用)

経費回収率(非適)

経費回収率	簡易水道	船舶運航	電気	下水(公共)	下水(特公)	下水(特環)	下水(農集)	下水(漁集)	下水(林集)	下水(簡排)	下水(小排)	下水(特排)	下水(個別)	港湾	宅造(臨海)	宅造(その他)	市場	と畜場	観光(休養宿泊)	観光(索道)	観光(その他)	有料道路	駐車場整備	介護サービス	合計
0%	1	2	1	6	0	4	1	1	0	0	0	1	0	1	21	131	10	10	52	18	18	0	17	234	529
~10%	10	6	1	6	0	13	15	11	0	0	10	5	0	4	8	27	8	7	3	1	5	0	4	8	152
~20%	40	7	1	19	0	30	46	19	8	2	13	6	3	10	4	10	7	8	2	6	10	0	12	5	268
~30%	44	8	0	41	0	55	109	28	4	1	14	10	15	13	2	10	12	11	2	7	6	0	14	4	410
~40%	94	3	3	71	0	75	128	17	4	5	6	24	17	12	1	12	11	5	3	4	13	0	17	10	535
~50%	106	4	2	77	0	88	126	25	5	2	4	31	26	4	0	8	20	6	7	2	4	0	15	23	585
~60%	113	2	1	94	1	63	104	13	1	5	3	39	21	7	1	8	15	5	6	1	7	0	17	40	567
~70%	101	2	3	134	1	71	97	20	3	2	8	43	14	3	2	4	17	3	4	1	9	0	12	34	588
~80%	74	3	1	156	0	73	70	5	0	2	1	33	14	10	1	2	15	4	4	3	5	1	8	76	561
~90%	53	1	1	139	0	41	55	3	0	1	2	26	10	5	1	10	6	3	8	2	13	0	7	99	486
~100%	34	1	5	121	2	49	53	12	0	1	7	18	5	5	2	13	14	3	8	2	14	0	13	159	541
100%超	86	0	17	102	3	51	33	6	0	3	0	9	3	17	16	115	21	4	9	5	38	1	85	190	814
合計	756	39	36	966	7	613	837	160	25	24	68	245	128	91	59	350	156	69	108	52	142	2	221	882	6036

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 / 経常費用 (下水道事業では使用料単価 / 汚水処理原価を使用)

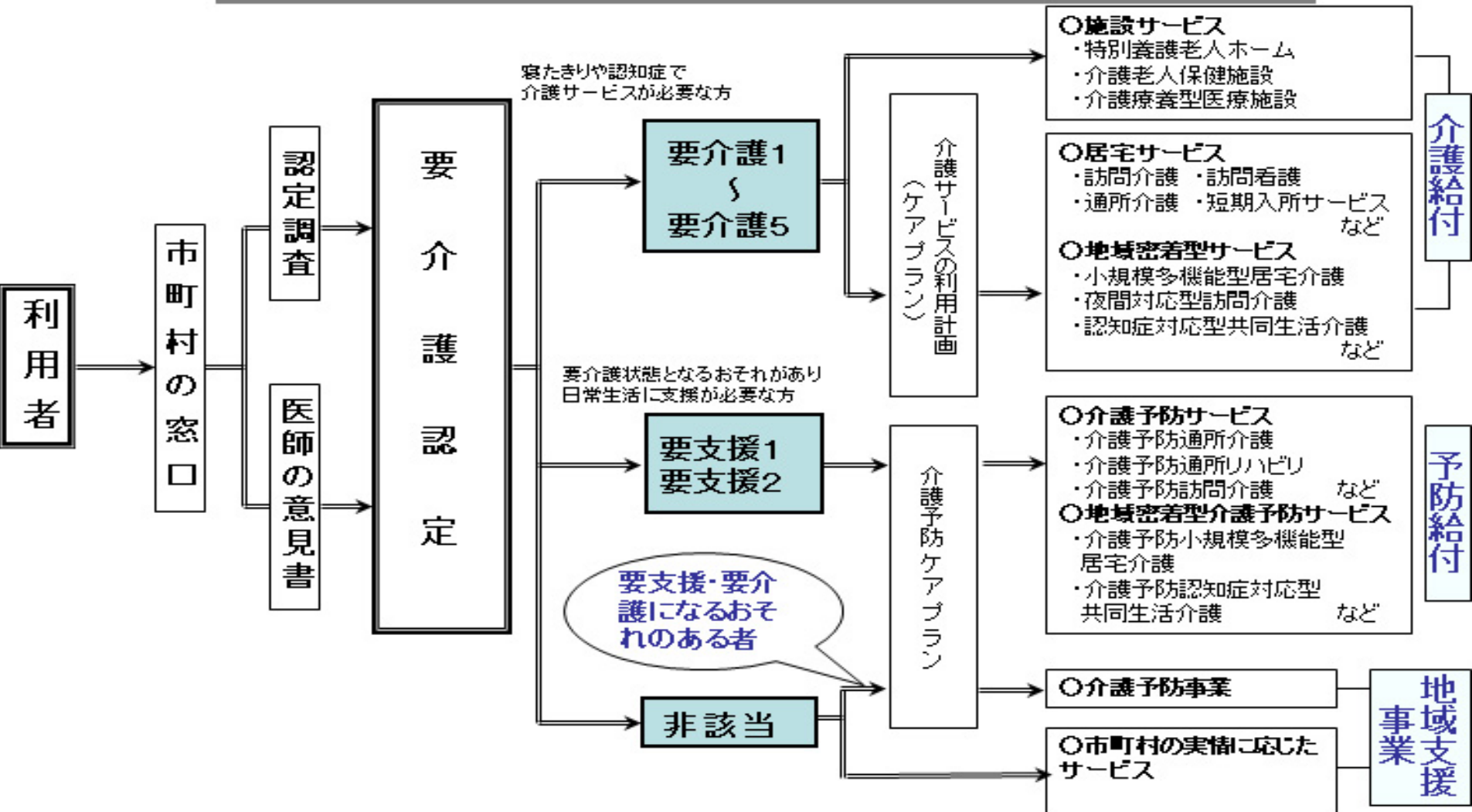
経費回収率(合計)

経費回収率	簡易水道	船舶運航	電気	下水(公共)	下水(特公)	下水(特環)	下水(農集)	下水(漁集)	下水(林集)	下水(簡排)	下水(小排)	下水(特排)	下水(個別)	港湾	宅造(臨海)	宅造(その他)	市場	と畜場	観光(休養宿泊)	観光(索道)	観光(その他)	有料道路	駐車場整備	介護サービス	合計
0%	1	2	1	6	0	6	1	1	0	0	0	1	0	2	26	133	10	10	59	19	21	0	17	234	550
~10%	10	6	1	6	0	15	16	12	0	0	11	5	1	4	9	32	8	7	5	2	6	0	4	8	168
~20%	41	7	1	20	0	34	51	21	8	2	17	10	4	10	6	10	7	8	2	6	10	0	12	5	292
~30%	47	8	0	44	0	62	120	28	4	2	16	11	16	13	3	12	12	11	2	9	7	0	14	5	446
~40%	94	3	3	73	0	88	136	18	5	5	8	26	21	12	3	14	11	5	5	5	13	0	17	11	576
~50%	108	4	2	84	0	94	134	25	5	2	4	36	26	4	0	10	22	6	7	2	4	0	15	23	617
~60%	114	2	1	104	1	77	109	13	1	6	3	44	23	8	4	11	17	5	6	2	9	0	17	41	618
~70%	103	4	3	144	1	79	103	21	3	2	9	43	15	5	3	6	19	3	4	1	10	0	12	38	631
~80%	75	4	1	175	0	89	73	7	0	2	1	34	16	10	2	2	19	4	8	4	6	1	8	83	624
~90%	55	1	1	159	1	51	64	5	0	1	2	26	11	7	1	12	10	3	10	2	15	0	7	112	556
~100%	39	2	5	157	2	61	61	12	0	1	7	18	5	5	4	14	14	4	12	2	17	0	15	175	632
100%超	91	3	17	202	6	70	39	6	0	3	1	10	3	19	19	123	21	4	12	5	47	1	92	205	999
合計	778	46	36	1174	11	726	907	169	26	26	79	264	141	99	80	379	170	70	132	59	165	2	230	940	6709

注: 営業収益 = 料金収入 + その他営業収益

経費回収率 = 営業収益 / 経常費用 (下水道事業では使用料単価 / 汚水処理原価を使用)

サービス利用の手続き



介護保険施設等の主な職員配置基準

	指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	短期入所生活介護 (ショートステイ)	通所介護 (デイサービス)	訪問看護 (訪問看護ステーション)	特定施設入居者生活介護 (軽養老人ホーム)	訪問介護	訪問入浴介護	居宅介護支援
医師	必要数 (非常勤可)	専従1以上 100:1以上	/	/	/	/	/	/	/
薬剤師	/	実情に応じた相当数	/	/	/	/	/	/	/
看護職員	3:1以上	3:1以上 (看:介 2:5)	3:1以上	専従1以上	保健師・看護師等 2.5以上	・要介護 3:1以上 ・要支援 10:1以上 ・看護、介護1以上は常勤	介護福祉士又は訪問 介護員(ヘルパー) 2.5以上	1以上	/
介護職員				・利用者15以下の場合 1以上 ・15人超の場合 5人ごと に1追加	/			2以上 (1人以上は常勤)	
理学療法士(PT) 作業療法士(OT)	/	PT又はOTが 100:1以上	/	/	必要に応じ配置 (必須ではない)	/	/	/	/
機能訓練指導員	1以上	/	1以上	1以上	/	1以上	/	/	/
栄養士	1以上	1以上	1以上	/	/	/	/	/	/
生活(支援)相談員	専従1以上 100:1以上	100:1以上	100:1以上	専従1以上	/	100:1以上 1以上は常勤	/	/	/
介護支援専門員 ※ケアマネージャー (計画作成担当者)	100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準	/	/	/	100:1を基準	/	/	1以上
常勤管理者	/	/	配置	配置 (保健師又は看護師)	配置	配置	配置	配置	配置(介護支援専門員の登録必要)
その他の職員	/	事務員、調理員など 実情に応じ	調理員など実情 に応じ	/	/	/	サービス提供責任者 (介護福祉士、1級ヘルパー等)1以上	/	/

注)「〇〇:1」とあるのは、入所者又は利用者〇〇人に対する当該職員の割合

< 参照条文 >

地方財政法(昭和二十三年七月七日法律第九号)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

地方財政法施行令(昭和二十三年八月二十七日政令第二百六十七号)

(公営企業)

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

地方公営企業法(昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業
- 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- 3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。))又は広域連合(以下「広域連合」という。)にあつては、規約)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

< 参照条文 >

水道法

(昭和三十二年六月十五日法律第七十七号)

(用語の定義)

- 第三条** この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 2** この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。
- 3** この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4** この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。
- 5** この法律において「水道事業者」とは、第六条第一項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第二十六条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。
- 6** この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。
- 一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
 - 二 その水道施設の一日最大給水量(一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの
- 7** この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。
- 8** この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9** この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10** この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11** この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12** この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

< 参照条文 >

海上運送法

(昭和二十四年六月一日法律第百八十七号)

(定義)

第二条 この法律において「海上運送事業」とは、**船舶運航事業**、船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業をいう。

2 この法律において「**船舶運航事業**」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業(港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。)以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行ふ船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。)により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5 この法律において「**一般旅客定期航路事業**」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

7 この法律において「船舶貸渡業」とは、船舶の貸渡(期間よう船を含む。以下同じ。)又は運航の委託をする事業をいう。

8 この法律において「海運仲立業」とは、海上における船舶による物品の運送(以下「物品海上運送」という。)又は船舶の貸渡し、売買若しくは運航の委託の媒介をする事業をいう。

9 この法律において「海運代理店業」とは、船舶運航事業又は船舶貸渡業を営む者のために通常その事業に属する取引の代理をする事業をいう。

10 この法律において「自動車航送」とは、船舶により自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車であつて、二輪のもの以外のものをいう。以下同じ。)並びに次の各号に掲げる人及び物を合わせて運送することをいう。

一 当該自動車の運転者

二 前号に掲げる者を除き、当該自動車に乗務員、乗客その他の乗車人がある場合にあつては、その乗車人

三 当該自動車に積載貨物がある場合にあつては、その積載貨物

11 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。

< 参照条文 >

電気事業法

(昭和三十九年七月十一日法律第七十号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。
 - 二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。
 - 三 卸電気事業 一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業であつて、その事業の用に供する電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。
 - 四 卸電気事業者 卸電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。
 - 五 特定電気事業 特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業をいう。
 - 六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。
 - 七 特定規模電気事業 電気の使用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの(以下「特定規模需要」という。)に応ずる電気の供給(第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。)を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。
 - 八 特定規模電気事業者 特定規模電気事業を営むことについて第十六条の二第一項の規定による届出をした者をいう。
 - 九 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。
 - 十 電気事業者 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。
 - 十一 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、経済産業省令で定めるものをいう。
 - 十二 卸供給事業者 卸供給を行う事業を営む者(一般電気事業者及び卸電気事業者を除く。)をいう。
 - 十三 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
 - 十四 接続供給 特定電気事業又は特定規模電気事業を営む他の者から受電した一般電気事業者が、同時に、その受電した場所以外のその供給区域内の場所(特定規模電気事業を営む他の者から受電した場合にあつては、特定電気事業者が次条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところにより、特定電気事業を開始した供給地点(同条第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第十八条及び第二十五条において「事業開始地点」という。)を除く。)において、当該他の者のその特定電気事業又は特定規模電気事業の用に供するための電気の量の變動に応じて、当該他の者に対して、電気を供給することをいう。
 - 十五 託送供給 振替供給及び接続供給をいう。
 - 十六 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物(船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。)をいう。
- 2 一般電気事業者が他の一般電気事業者若しくは自らの供給区域内に供給地点を有する特定電気事業者にその一般電気事業若しくは特定電気事業の用に供するための電気を供給する事業又は他の一般電気事業者若しくは特定規模電気事業者にその特定規模電気事業の用に供するための電気に係る第二十四条の三第一項に規定する託送供給を行う事業を営むときは、その事業は、一般電気事業とみなす。
- 3 卸電気事業者が営む一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業は、卸電気事業とみなす。

< 参照条文 >

下水道法

(昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。
- 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(屎尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道(終末処理場を有するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの
- 五 都市下水道 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く。)で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十七条の規定により指定したものをいう。
- 六 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- 七 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。
- 八 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

下水道法施行令

(昭和三十四年四月二十二日政令第四百十七号)

(国庫補助)

第二十四条之二 法第三十四条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 公共下水道の設置又は改築に要する費用(第三号に掲げる費用を除く。) 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額
- イ 公共下水道(特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道(以下この項において「特定公共下水道」という。)を除く。)の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。) 当該費用の額に二分の一(終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五・五)を乗じて得た額

浄化槽法

(昭和五十八年五月十八日法律第四十三号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を処理し、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道(以下「終末処理下水道」という。)以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
- 二～十二 (略)

< 参照条文 >

地域再生法

(平成十七年四月一日法律第二十四号)

(地域再生計画の認定)

第五条

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のために行う次に掲げる事業に関する事項

イ 地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るために行われる道路、農道又は林道の二以上を総合的に整備する事業

ロ 地域の人々の生活環境を改善するために行われる下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業

ハ 地域における海上輸送及び水産業を通じて地域経済の振興を図るために行われる港湾施設及び漁港施設を総合的に整備する事業

二 地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業(第十四条第一項において「地域再生支援貸付事業」という。)であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関(以下単に「金融機関」という。)により行われるものに関する事項

三 地域における特定政策課題の解決に資する事業(第一号イからハまでに規定する事業、前号の内閣府令で定める事業及び次号に規定する事業を除く。)であって次に掲げるもの(次項及び第九項において「特定地域再生事業」という。)に関する事項

イ 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの

ロ 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、第十九条第一項の規定により指定された地域再生推進法人(第十二条において単に「地域再生推進法人」という。)、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの

ハ 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業

四 地域における福祉、文化その他の地域再生に資する事業活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業に関する事項

平成25年度地方債同意等基準

(平成25年総務省告示第181号)

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

(二) 公営企業債

(9) 下水道事業

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等を対象とするものとする。

< 参照条文 >

地方公共団体金融機構法

(平成十九年五月三十日法律第六十四号)

(業務の範囲)

第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 地方債(地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。)のうち公営企業(主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業をいう。以下同じ。)に係る地方債以外のものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募
 - 二 公営企業に係る地方債のうちイからへまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募
 - イ 水道事業
 - ロ 交通事業
 - ハ 病院事業
 - ニ 下水道事業
 - ホ 公営住宅事業(地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。)
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、政令で定める事業
 - 三 地方公共団体の一時借入金のうち公営企業に係る一時借入金以外のものの資金の貸付け
 - 四 公営企業に係る一時借入金のうち第二号イからへまでに掲げる事業に係るものの資金の貸付け
 - 五 地方公共団体の資金調達に関する調査研究
 - 六 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託
 - 七 地方公共団体に対する資金調達に関する情報の提供、助言その他の支援
 - 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 機構は、前項第一号及び第二号に掲げる業務を行う場合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可を得るまでの間において特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。

< 参照条文 >

港湾法

(昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号)

(定義)

第二条

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場

四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第十三号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設

九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第十三号に掲げる施設を除く。)

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設

十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第十四号に掲げる施設を除く。)

十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地

十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

< 参照条文 >

卸売市場法

(昭和四十六年四月三日法律第三十五号)

(定義)

- 第二条** この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。
- 2** この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。
- 3** この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。
- 4** この法律において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

< 参照条文 >

と畜場法

(昭和二十八年八月一日法律第百十四号)

(定義)

第三条 この法律で「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。

2 この法律で「と畜場」とは、食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された施設をいう。

3 この法律で「一般と畜場」とは、通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭を超える獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場をいう。

4 この法律で「簡易と畜場」とは、一般と畜場以外のと畜場をいう。

5 この法律で「と畜業者」とは、獣畜のとさつ又は解体の業を営む者をいう。

< 参照条文 >

旅館業法

(昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号)

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二条 この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

3 この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

4 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

5 この法律で「下宿営業」とは、施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

6 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

鉄道事業法

(昭和六十一年十二月四日法律第九十二号)

(定義)

第二条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。

2 この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以下同じ。)による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。

3 この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

4 この法律において「第三種鉄道事業」とは、鉄道線路を第一種鉄道事業を經營する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を經營する者に専ら使用させる事業をいう。

5 この法律において「索道事業」とは、他人の需要に応じ、索道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

6 この法律において「専用鉄道」とは、専ら自己の用に供するため設置する鉄道であつて、その鉄道線路が鉄道事業の用に供される鉄道線路に接続するものをいう。

< 参照条文 >

公有水面埋立法

(大正十年四月九日法律第五十七号)

第一条 本法ニ於テ公有水面ト称スルハ河、海、湖、沼其ノ他ノ公共ノ用ニ供スル水流又ハ水面ニシテ国ノ所有ニ属スルモノヲ謂ヒ埋立ト称スルハ公有水面ノ埋立ヲ謂フ

○2 公有水面ノ干拓ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ埋立ト看做ス

○3 本法ハ土地改良法、土地区画整理法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、新住宅市街地開発法、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、流通業務市街地の整備に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 又ハ密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律ニ依ル溝渠又ハ溜池ノ変更ノ為必要ナル埋立其ノ他政令ヲ以テ指定スル埋立ニ付之ヲ適用セス

第二条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ

○2 及び○3 (略)

農地法

(昭和二十七年七月十五日法律第二百二十九号)

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可(その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合(農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの(以下「地域整備法」という。))の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。))には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(以下略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。次項及び第四項において同じ。))にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可(これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合(地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。))には、農林水産大臣の許可)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(以下略)

< 参照条文 >

都市計画法

(昭和四十三年六月十五日法律第百号)

(市街地開発事業)

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

- 一 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業
- 二 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)による新住宅市街地開発事業
- 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十二年法律第九十八号)による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)による工業団地造成事業
- 四 都市再開発法による市街地再開発事業
- 五 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業
- 六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- 七 密集市街地整備法による防災街区整備事業

(以下略)

(市街地開発事業等予定区域)

第十二条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる予定区域を定めることができる。

- 一 新住宅市街地開発事業の予定区域
- 二 工業団地造成事業の予定区域
- 三 新都市基盤整備事業の予定区域
- 四 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域
- 五 一団地の官公庁施設の予定区域
- 六 流通業務団地の予定区域

(以下略)

< 参照条文 >

森林法

(昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号)

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
 - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
 - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
 - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
 - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

＜参照条文＞

自然公園法

(昭和三十二年六月一日法律第百六十一号)

(特別地域)

第二十条

3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木竹を伐採すること。

三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

九 水面を埋め立て、又は干拓すること。

十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。

十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

< 参照条文 >

流通業務市街地の整備に関する法律 (昭和四十一年七月一日法律第百十号) (定義)

第二条 この法律において「流通業務施設」とは、第五条第一項第一号から第六号までに掲げる施設をいう。

2 この法律において「流通業務団地造成事業」とは、第七条第一項の流通業務団地について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及びこの法律で定めるところに従って行なわれる同項第二号に規定する流通業務施設の全部又は一部の敷地の造成、造成された敷地の処分並びにそれらの敷地とあわせて整備されるべき公共施設及び公益的施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

3 この法律において「施行者」とは、流通業務団地造成事業を施行する者をいう。

4 この法律において「事業地」とは、流通業務団地造成事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「公共施設」とは、道路、自動車駐車場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6 この法律において「公益的施設」とは、官公庁施設、医療施設その他の施設で、流通業務地区の利便のために必要なものをいう。

7 この法律において「造成施設等」とは、流通業務団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

8 この法律において「造成敷地等」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその敷地以外のものをいう。

9 この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をいう。

(流通業務団地造成事業の施行)

第九条 流通業務団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

(施行者)

第十条 流通業務団地造成事業は、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が施行する。

都市再開発法

(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)

(施設建築物の一部等)

第七十七条 権利変換計画においては、第七十一条第一項の申出をした者を除き、施行地区内に借地権を有する者及び施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者に対しては、施設建築物の一部等が与えられるように定めなければならない。組合の定款により施設建築物の一部等が与えられるように定められた参加組合員又は特定事業参加者に対しても、同様とする。

2 前項前段に規定する者に対して与えられる施設建築物の一部等は、それらの者が権利を有する施行地区内の土地又は建築物の位置、地積又は床面積、環境及び利用状況とそれらの者に与えられる施設建築物の一部の位置、床面積及び環境とを総合的に勘案して、それらの者の相互間に不均衡が生じないように、かつ、その価額と従前の価額との間に著しい差額が生じないように定めなければならない。この場合において、二以上の施設建築敷地があるときは、その施設建築物の一部は、特別の事情がない限り、それらの者の権利に係る土地の所有者に前条第一項及び第二項の規定により与えられることと定められる施設建築敷地に建築される施設建築物の一部としなければならない。

3 宅地の所有者である者に対しては、その者に与えられる施設建築敷地に第八十八条第一項の規定により地上権が設定されることによる損失の補償として施設建築物の一部等が与えられるように定めなければならない。

4 権利変換計画においては、第一項又は前項の規定により与えられるように定められる施設建築物の一部等以外の部分は、施行者に帰属するように定めなければならない。

5 権利変換計画においては、第七十一条第三項の申出をした者を除き、施行地区内の土地に権原に基づき建築物を所有する者から当該建築物について借家権の設定を受けている者(その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)に対しては、第一項の規定により当該建築物の所有者に与えられることとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるように定めなければならない。ただし、当該建築物の所有者が第七十一条第一項の申出をしたときは、前項の規定により施行者に帰属することとなる施設建築物の一部について、借家権が与えられるように定めなければならない。

＜参照条文＞

新住宅市街地開発法

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十四号)

(定義)

- 第二条 この法律において「新住宅市街地開発事業」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及びこの法律で定めるところに従って行なわれる宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地とあわせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。
- 2 公益的施設又は特定業務施設の整備に関する事業が前項の事業に併せて行われる場合においては、その事業は、新住宅市街地開発事業に含まれるものとする。
- 3 この法律において「施行者」とは、新住宅市街地開発事業を施行する者をいう。
- 4 この法律において「事業地」とは、新住宅市街地開発事業を施行する土地の区域をいう。
- 5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 6 この法律において「宅地」とは、建築物、工作物又はその他の施設の敷地で、公共施設の用に供するもの以外のものをいう。
- 7 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。
- 8 この法律において「特定業務施設」とは、事務所、事業所その他の業務施設で、居住者の雇用機会の増大及び昼間人口の増加による事業地の都市機能の増進に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するもののうち、公益的施設以外のものをいう。
- 9 この法律において「造成施設等」とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。
- 10 この法律において「造成宅地等」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。
- 11 この法律において「処分計画」とは、施行者が行う造成施設等の処分に關する計画をいう。

(新住宅市街地開発事業の施行)

第五条 新住宅市街地開発事業は、都市計画事業として施行する。

(施行者)

第六条 新住宅市街地開発事業は、地方公共団体及び地方住宅供給公社のほか、この法律に特に定める者に限り、施行することができる。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

(昭和五十年七月十六日法律第六十七号)

(保留地)

- 第八十条 第二十九条第一項又は第二項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるため、又は規準、規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地（施設住宅敷地となるものを除く。次項において同じ。）を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。
- 2 第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業の換地計画においては、その住宅街区整備事業の施行後の宅地の価額の総額及び一般宅地の所有者又は一般宅地について借地権を有する者が取得することとなる施設住宅の一部の価額の総額の合計額から施行者が住宅街区整備事業の施行により取得することとなる施設住宅敷地又は施設住宅敷地の共有持分の価額の総額を控除した価額がその住宅街区整備事業の施行前の宅地の価額の総額を超えるときは、住宅街区整備事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価額の一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。
- 3 土地区画整理法第九十六条第三項の規定は、前項の規定により保留地を定めようとする場合について準用する。

< 参照条文 >

介護保険法

(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2～13 略

14 この法律において「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスをいい、「地域密着型サービス事業」とは、地域密着型サービスを行う事業をいう。

15～24 略

25 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

26及び27 略

第八条の二 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売をいい、「介護予防サービス事業」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。

2～13 略

14 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「地域密着型介護予防サービス事業」とは、地域密着型介護予防サービスを行う事業をいう。

15～17 略

18 この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス(以下この項において「指定介護予防サービス等」という。)の適切な利用等をするができるよう、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。)を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

< 参照条文 >

道路整備特別措置法

(昭和三十一年三月十四日法律第七号)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

第十八条 道路管理者(都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、条例で定めるところにより、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

- 2 道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 一 路線名及び工事の区間
 - 二 工事方法及び工事予算
 - 三 工事の着手及び完成の予定年月日
 - 四 収支予算の明細
 - 五 料金
 - 六 料金の徴収期間
- 3 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、市町村(指定市を除く。)である有料道路管理者(第一項の規定により道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する道路管理者をいう。以下同じ。)から第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定による道路の路線名、工事の区間又は工事方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

道路運送法

(昭和二十六年六月一日法律第百八十三号)

(免許)

第四十七条 自動車道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

- 2 自動車道事業の免許は、路線について行う。
- 3 自動車道事業の免許は、通行する自動車の範囲を限定して行うことができる。

(使用料金)

第六十一条 自動車道事業者は、一般自動車道の使用料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。
 - 一 能率的な經營の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。
 - 二 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
 - 三 使用者の使用料金を負担する能力にかんがみ、使用者が当該事業を利用することを困難にするおそれがないものであること。
- 3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

< 参照条文 >

道路法

(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五条 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならない。

一 その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。

二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。

三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであること。

3 道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 工事方法

二 工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算の明細

五 料金

六 料金徴収期間

七 元利償還年次計画

4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

< 参照条文 >

駐車場法

(昭和三十二年五月十六日法律第百六号)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

道路法

(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

- 一 道路上のさく又は駒止
 - 二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの
 - 三 道路標識、道路元標又は里程標
 - 四 道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。)
 - 五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場
 - 六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの
 - 七 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝
 - 八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの
- 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 4 この法律において「駐車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。
- 5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

< 参照条文 >

道路交通法

(昭和三十五年六月二十五日法律第五号)

(時間制限駐車区間)

- 第四十九条 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間(以下「時間制限駐車区間」という。)について、当該時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するため、パーキング・メーター(内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。)又はパーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。)を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。)を設置し、及び管理するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間において駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 公安委員会は、第一項のパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。